

富士学会会則**第1条（名称）**

本会の名称は富士学会(Japan Society of Fujiology)とする。富士学は、富士山とその関連地域及び広義の富士を研究対象とする自然諸科学と、人文・社会諸科学，ならびに教育・生活・環境・防災・産業等の関連分野にわたる総合的領域の学問と規定する。

第2条（目的）

富士学の樹立と育成に向けて、さまざまな専門的研究成果の統合化，ならびに学際的・総合的研究法の開発，及び基礎的研究と応用面との連携を図りながら，富士山の本質と全体像の探求，及び内外に多数存在する広義の富士の比較研究によってそれぞれの特色の解明に努める。さらに当該地域（広義の富士地域）の生活と文化の向上，環境保全と防災，地域の活性化に適した教育・福祉・観光・保養等の事業と産業の振興，及び国民的公益の増進に寄与し，さらに国際的文化交流と親善の発展に貢献することを目指す。

第3条（事業の種類）

本会前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

1. 学術大会・討論会・講習会・見学会などの開催。
2. 会誌，図書などの出版。
3. 自主研究・受託研究による研究調査活動。
4. 関連教育・文化活動への協力と支援。
5. 内外関連団体との交流，情報交換。
6. 富士学の樹立と育成のための研究や活動に対しての褒賞贈呈。
7. その他

第4条（会員の種別及び資格）

本会は次にあげる会員で構成される。

1. 正会員：富士学に関する調査・研究などに携わるもので本会の目的に賛同して入会した個人。正会員には，学生会員を置く。学生会員は，富士学に関心を持ち，本会の目的に賛同して入会した大学・研究機関などに所属する個人。
2. 賛助会員：本会の目的に賛同し，本会の事業を賛助するために入会した団体。賛助会員には，支援会員を置く。支援会員は，学術大会・討論会・講習会・見学会などの開催を支援するために入会した団体。
3. 名誉会員：本会の発展に功績があり，理事会が推薦し，総会により承認された個人。
4. 終身会員：65歳以上の正会員で，65歳に達した以降に正会員の会費10年分を前納した個人。

第5条（入会）

本会の会員になろうとする者は，入会申込書を事務局に提出し，理事会の承認をもって会員となる。

第6条（会費）

会費は別に定める会費を納入しなければならない。

第7条（退会）

会員は，別に定める退会届を提出し，理事会の承認を受けなければならない。

第8条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には，その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をし，理事会の承認を受けたとき。
- (2) 本人が死亡し，もしくは失踪宣告を受け，又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由もなく一定の期限内に会費が入金されなかったとき。
- (4) 除名されたとき

第9条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には，総会の議決によりこれを除名することができる。

(1)会則に違反したとき。

(2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第10条（抛出金の不返還）

既に納入した会費その他の抛出金は、返還しない。

第11条（役員の種類及び定数ほか）

本会に次の役員を置く。

(1)理事長1名、副理事長3名以内

(2)理事(理事長、副理事長を含む)20名以内

(3)評議員30名以内

(4)監事2名以内

(5)役員のほか、特別役員として、会長1名、副会長2名以内及び顧問を置くことができる。

なお、名誉会員のうちから名誉会長1名と特別顧問5名以内を置くことができる。

(6)役員、特別役員、名誉会長、特別顧問は無報酬とする。

第12条（役員を選任等）

理事及び評議員は、運営委員会の役員候補提案により、総会の議決をへて正会員の中から選任する。

2 会長及び副会長をはじめとする特別役員は、理事会において推薦し、総会の承認を得る。

3 理事長及び副理事長は、理事会の議決をへて理事の中から選任する。

4 理事のうち、総務・編集企画・行事集会の各専門担当の常務理事は、その選任を理事長が理事より任命する。

5 監事は、総会の議決をへて選任する。

6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第13条（役員職務）

理事長は、本学会の業務を総理する。理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長のうち1名が、その職務を代行する。

2 理事は、この会則に定める事項（本会の総会及び会務）を執行する。なお、常務理事は、総務・編集企画・行事集会の各専門分野を担当し、必要に応じてそれぞれ専門委員会を置くことができる。

3 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

4 評議員は、総会の組織員であり、理事候補の推薦及びその他理事会の諮問に答える。

5 会長及び副会長は、名誉職とし、本学会を象徴的に代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、会長の職務を代行する。

6 特別顧問は、理事会及び運営委員会に出席し、意見を述べるることができる。

7 顧問は、本学会の諮問に応ずる。

第14条（役員任期）

役員任期は3ヶ年とし、連続3期とする。これに順じ会長・副会長の任期は3ヶ年とし、連続3期とする。

2 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行う。

4 特段の事情がある場合は、総会の議決によって、再任を妨げない。

第15条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない

第16条（会議の種類）

本会の会議は、総会及び理事会、評議員会、運営委員会の4種とする。

第17条（総会）

総会は正会員より選出された役員で組織し、本会運営の最高機関とする。

- 2 定例は年に1回開催する。
- 3 総会は員数の2分の1の出席者をもって成立する。
- 4 正会員の4分の1以上の要望があるときには、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。
- 5 総会における議決は、出席者の過半数（委任状含む）をもってする。
- 6 総会に付議する事項は次のとおり。①役員議決②予算及び決算の承認③事業計画の決定、報告の承認④その他、本会の運営に関する重要な事項。
- 7 総会は、特段の理由がある場合に書面をもって開催し議決をとることができる。

第18条（理事会）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、すべての理事の4分の1（委任状含む）以上の出席がなければ成立しない。
- 3 理事会における議決は出席者の過半数をもってする。
- 4 会長および副会長、特別顧問、顧問、評議員は、理事会の要請があった場合に、理事会に出席し、所要の意見を述べるができる。
- 5 理事会は、業務を執行するために所要の委員会を設置することができる。
- 6 理事会は年2回以上開催し、理事長が招集する。
- 7 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 8 理事会は、特段の理由がある場合に書面をもって開催し議決をとることができる。

第19条（評議員会）

評議員会は、評議員をもって組織し、理事長が召集する。

- 2 評議員会は、長期的視野から本会の発展のために主要な事項を議論し理事会に献策する。
- 3 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 4 評議員会は、特段の理由がある場合に書面をもって開催することができる。

第20条（運営委員会）

本会の事業を円滑に実施するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、理事長、副理事長、常務理事をもって組織し、理事長が召集する。
- 3 運営委員会は、①本会の総務に関する事項②本会の編集・企画に関する事項③本会の行事・集会に関する事項④その他本会の運営に関し必要な事項を行う。
- 4 運営委員会は、特段の理由がある場合に書面をもって開催し議決をとることができる。

第21条（会則の変更）

本会会則の変更は総会の議決によって行う。

第22条（会計）

本会の会計は次のとおりとする。

- (1) 会員は、会費を前納しなければならない。ただし、名誉会員からは会費を徴収しない。特別顧問及び顧問から会費を徴収しない。ただし、名誉会員・特別顧問・顧問で、出版刊行物の提供を希望する場合は、年会費5,000円を納入すること。
 - (2) 本会の経費は、会費、寄付、広告収入、その他でまかなう。
 - (3) 会計年度は、4月1日より翌3月31日までとする。
 - (4) 本会の収支決算は、毎年会計年度の終了後2ヶ月以内に作成し、財産目録、事業報告とともに監事の監査を受け、監査報告を付して、理事会の承認を得なければならない。
- 2 会計事務は事務局が所管する。

第23条（事務局・支部）

本会は、事務局を静岡県富士宮市北町19-23に置く。

- 2 事務局には会務責任者として事務局長を置く。管理（総務・会計担当）部門の事務局長は庶務一般、会計、会員管理に関する事務を所管する代表者である。
- 3 本会の連絡窓口と地域研究の拠点としての支部を、総会の議決をへて置くことができる。
- 4 富士山関連の学術研究機関としての付置研究所を、総会の議決をへて置くことができる。

第24条（細則）

この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

第3条2項に関する事項について、学会誌、大会要旨集、会員通信の発行を下記のとおり定める。

学会誌「富士学研究」(2号/年)、大会要旨集(大会開催時)、会員通信「フォーラム」(4号/年・休止中)

2. 第6条に関する事項について、会費を下記のとおり定める。

- (1) 正会員 年額 5,000円
- (2) 正会員(学生会員) 年額 5,000円
- (3) 賛助会員 年額 20,000円/1口 1口以上
- (4) 賛助会員(支援会員) 大会1回(広告)各回額 10,000円/1口 1口以上

ただし、会場提供・大会共催運営の支援をする場合は会費を免除する。

3. 第23条2項に関する事項について、連絡窓口と地域研究の拠点としての支部を下記のとおり定める。

本会は、山梨支部：埼玉支部の2支部を置く。

4. 第23条3項に関する事項について、富士山関連の学術研究機関としての付置研究所等を下記のとおり定める。

本会は、災害危機対応研究所(Geo-gentleness Security System Research Institute)、日本地域学研究所、富士山危機管理安全対策委員会を置く。

5. この会則は、本会の成立の日(平成14年11月16日)から施行する。

6. この会則は、平成18年6月24日に改訂し、同日から施行する。

7. この会則は、平成18年10月7日に一部改訂し、同日から施行する。

8. この会則は、平成23年8月6日に一部改訂し、同日から施行する。

9. この会則は、平成26年12月6日に一部改訂し、同日から施行する。

10. この会則は、平成27年6月27日に一部改訂し、同日から施行する。

11. この会則は、平成29年6月1日に一部改訂し、同日から施行する。

12. この会則は、令和2年11月16日に一部改訂し、同日から施行する。

13. この会則は、令和4年6月18日に一部改訂し、同日から施行する。

褒賞

■富士学会賞

富士学会賞は、富士学の樹立と育成のための研究や活動に対して褒賞を贈呈することにより、理想的な富士学 Fujiology の実現に寄与することを目的として、2010年に制定され、2010年6月1日に褒賞委員会を設置した。

業績部門、著作部門、論文部門の3部門からなり、褒賞委員会で厳正なる審査・選考を行い決定する。

●業績部門

理想的な富士学 Fujiology の実現に関して多大な業績をあげたものを対象に、過去3年以内に成果が顕著となった業績の中から選考し、決定する。

●著作部門

理想的な富士学 Fujiology の実現に関して、過去3年間に初版として刊行された優れた著作・出版物(翻訳書を除く)の中から選考し、決定する。

●論文部門

富士学会誌(富士学研究)に掲載された論文の中から選考し、決定する。

●研究発表部門

富士学会の研究発表会において発表された研究発表の中から選考し、決定する。

■学会賞候補の公募 業績部門・著作部門は公募による審査・選考を行い、褒賞委員会で決定する。

支部の設置

本会の連絡窓口と地域研究の拠点としての2支部は、下記の通りである。

- 山梨支部：山梨県立大学内に置く。
- 埼玉支部：赤沢測量設計内に置く。

付置研究所等の設置

■災害危機対応研究所(Geo-gentleness Security System Research Institute)

略称は GeSSRI。2015年1月1日開設の富士山関連の災害対応・危機管理を主として研究するバーチャル研究所である。日本および世界の火山・災害関連の自然・人文・社会分野のさまざまな研究について、積極的に推進していく。事務局を、富士学会事務局に置く。

■富士山危機管理安全対策委員会

富士山の観光・登山・研究活動などにおける活動面の安全・安心で快適的な環境を維持管理，保全していくための危機管理系の対策委員会を置く。活動拠点は，富士学会事務局である。

事務局

■富士学会事務局

〒418-0105 静岡県富士宮市北町 19-23

■URL：<http://www.fujiology.jp/>

以上 2022/06/18